



駿 河 湾

※特別規制地域と普通規制地域が重複した場合は、特別規制地域が優先する。(焼酎・焼酎類の商業地域、近郊商業地域の一部は除く)
※特別規制地域のうち、第1種特別規制地域と第2種特別規制地域が重複した場合は、第1種特別規制地域が優先する。
※普通規制地域のうち、第1種普通規制地域と第2種普通規制地域が重複した場合は、第2種普通規制地域が優先する。
(注) 特別規制地域(第1種、第2種)及び普通規制地域(普通規制地域)は、野立の一般公営物件に適用するものではありません。
また、野立の管内施設については、市内施設設置許可(第51条第15号施行)に適合するものに限り開発ができます。